合併につき株券等提出公告

当社は、日本風力開発株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年十二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年十月三十日

石川県珠洲市上戸町北方四字一七七番地三

珠洲風力開発株式会社

代表取締役　松島　聡

合併につき株券等提出公告

当社は、日本風力開発株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年十二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年十月三十日

愛知県田原市神戸町大坪三一番地一

渥美風力開発株式会社

代表取締役　松島　聡

合併につき株券等提出公告

当社は、日本風力開発株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年十二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年十月三十日

鳥取県西伯郡大山町古御堂一三八番地一

大山ウィンドファーム株式会社

代表取締役　松島　聡

株式交換につき株券等提出公告

当社は、豊田通商株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年十二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年十月三十日

東京都墨田区本所四丁目二九番一七号四Ｆ

株式会社アルスカンパニー

日本における代表者　橋場　慶彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である橋場慶彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十月三十日

東京都渋谷区神宮前六丁目二七番八号

福助株式会社

代表取締役社長　吉野　哲

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるジョージ・エル・マフェオが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目六番六号日本生命丸の内ビル

ボーイング・インターナショナル・コーポレーション

日本における代表者

ジョージ・エル・マフェオ

限定承認公告

本籍東京都杉並区西荻南三丁目二一〇番、最後の住所東京都立川市柴崎町二丁目一二番三号

被相続人　亡　溝口　巌

右被相続人は平成二十五年七月十四日死亡し、その相続人は平成二十五年十月二十一日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月三十日

札幌市中央区大通西一〇丁目南大通ビル九階　ながた法律事務所

限定承認者溝口惠美子

代理人弁護士　長田　正寛

同　田村　暢健

限定承認公告

本籍大阪府阪南市尾崎町一三〇番地、最後の住所大阪府岸和田市上野町西二五番二六号二〇二号室

被相続人　亡　木造　敏春

右被相続人は平成二十五年七月二十七日死亡し、その相続人は平成二十五年十月四日大阪家庭裁判所岸和田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月三十日

大阪府岸和田市土生町八―五―三九

限定承認者　玉置　優子

限定承認公告

本籍高知県高知市新本町二丁目五八番地、最後の住所高知市新本町二丁目一〇番一一号

被相続人　亡　川村　頼梅

右被相続人は平成二十五年一月十三日死亡し、その相続人は平成二十五年四月十七日高知家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月三十日

高知県高知市新本町二丁目一〇番一一号

相続財産管理人　川村　閑

株式譲渡制限設定につき株券提出公告及び定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年十二月三日までに当社にご提出下さい。

また、当社は、平成二十五年十二月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十月三十日

宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字小屋ノ口一六五番地

株式会社和田商店

代表取締役　和田俊一郎

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十五年十一月十五日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告致します。

一、各優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金の額のうち、特定資産の売却又は消費税の還付等により生じた余裕金相当額を本計画に係る業務の終了前に償還し、又は本特定目的会社が利用可能な資金をもって優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるため（以下、特定資産の売却若しくは消費税の還付その他本特定目的会社が利用可能な余裕金を総称して「現金余裕金」という。）。

二、各優先資本金の額の減少をする要件

優先資本金の額の減少額は、本特定目的会社の現金余裕金の範囲内で、(i)特定資産を売却した場合には、その簿価から当該事業年度中に期限前償還すべき特定社債の額及び期限前弁済すべき特定目的借入金の額を控除した額、(ii)確定申告により還付を受けることのできる消費税等の額、及び(iii)その他本特定目的会社が利用可能な余剰現金の合計額を上限とする五万円の整数倍で取締役が相当と判断する額とする。

三、各優先資本金の額の減少をする時期

現金余裕金が生じた場合で取締役が適当と認める時期に行う。

四、減少する各優先資本金の額

金三億一千九百二十万円

五、各優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数

当社は一種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少において消却する対象となる。

優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数は六千三百八十四口である。

六、各優先出資の消却の方法

任意買入消却とする。即ち、取締役が決定する優先資本金の額の減少額を、買入れを希望する優先出資社員の中から優先出資一口につき金五万円で任意買入消却する。希望者多数の場合には、出資比率に応じて決定する。

七、各優先資本金の額

金三億一千九百二十万円

八、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

当社が発行している優先出資の種類は一種類であり、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少の対象となる。

平成二十五年十月三十日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

二番町インベストメント特定目的会社

取締役　飯森　賢二

取消公告

平成二十五年十月二十三日（号外第二二九号）掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告、乙に係る合併につき株券等提出公告（枠組）中、合併公告及び合併につき株券等提出公告のみ取消します。

平成二十五年十月三十日

北海道室蘭市海岸町三丁目四番九号

（甲）株式会社楠本

代表取締役　楠本　啓子

北海道室蘭市海岸町三丁目七番一号

（乙）株式会社山本商店

代表取締役　三嶋　勇

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二三		終りから一九	東京都昭島市美堀町2丁目31番	東京都羽村市緑ヶ丘2丁目4番地25号

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月三十日付第二三四号六日付（第一八四回）衆会索

四ページ●同日付政府調達第二〇四号四八ページ●同引八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）